

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

令和6年3月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年3月11日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊 嶋 直 美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

36,641人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

329,001人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	175,788人
長岡市	73,220人

三条市	26,496人
柏崎市	22,373人
新発田市	26,394人
小千谷市	9,492人
加茂市	7,265人
十日町市	13,990人
見附市	11,045人
村上市	16,048人
燕市	21,907人
糸魚川市	11,306人
妙高市	8,582人
五泉市	13,492人
上越市	51,870人
阿賀野市	11,398人
佐渡市	14,430人
魚沼市	9,613人
南魚沼市	14,872人
胎内市	7,869人
聖籠町	3,778人
弥彦村	2,187人
田上町	3,204人
阿賀町	2,874人
出雲崎町	1,187人
湯沢町	2,282人
津南町	2,518人
刈羽村	1,213人
関川村	1,437人
栗島浦村	94人